



特集

市民活動の基礎知識その1

市民活動ってなんだろう？

よく聞く言葉だけど、どんなことなのか分からないという方が多いのではないのでしょうか？ 市民って誰のこと？ 社会運動と何が違うの？ 私にも出来るの？ そんな疑問にお答えします

1 市民活動とは？

営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです(北海道市民活動促進条例 第2条より抜粋*1。難しいですね、ごめんなさい)。市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、法の順守の下に行われる活動でもありあます。社会運動の一環とも考えられており、営利のみを目的とする経済活動とは一線を画しています。市民の、市民による、市民のための自発的な活動と表現されることもあります。つまり、自分たちで問題を解決しようという活動のことです。

また、市民活動からは、特定の政治家、政党を応援するための政治活動や宗教の布教活動は除外されるのが一般的です。町内会の活動や学生サークル活動が市民活動にあたるのかは議論の余地があります。

明確な区分けがあるわけではありませんが、住民運動と呼ばれる活動は自分達の住んでいる地域の為に行う活動に対して使用されることが多いようです。この点で冒頭の北海道市民活動促進条例第2条にある「不特定かつ多数のもの」との間に差異があります。また社会運動は現在の社会状況の改善を目的とし、社会問題を独自に提起し、政府の社会政策に対して推進または阻止を求めることを目的として同志を募り団結して行動(運動)し、世論や社会、政府などへのアピールなどを通じて、問題の解決をはかる活動を指すことが多数ですが、この場合の活動はデモンストレーション集会・行進(通称:デモ)となることが多いようです。

よって、市民活動・住民活動・社会運動は、明確な区分けがない中で言葉が使用されている場合が多く、現在でも線引きは難しいと言えます。

2 市民とは？

市民活動に使われる場合の市民とは、行政区に住む市民ではなく、「社会に対して興味や問題意識を持ち、社会のルールを尊重しつつ、個人の自由意思に基づいて発言し、自分にできる範囲で行動する意思を持つ人」と一般的に言われています。村民も町民も道民も国民も、市民活動の主体となりえます。

3 個人から市民活動を始めるには？

市民活動の一部であると考えられるボランティア活動は「個人が個人のために、また単発的に行うことのある活動」まで含み、主に「個人の思い」の表現であるとも言われています。ボランティア活動をしたい場合は自分の思い、志を同じにする団体を捜すことから始める必要があります*2。

また、その団体がどのようなボランティアを求めているのかの確認も重要です。ボランティアは無償の奉仕活動と捉えられがちですが、交通費や食事の支給があったり、最低賃金には満たない額でも現金の支給があったりと様々です。活動を始める前に確認することが重要です。

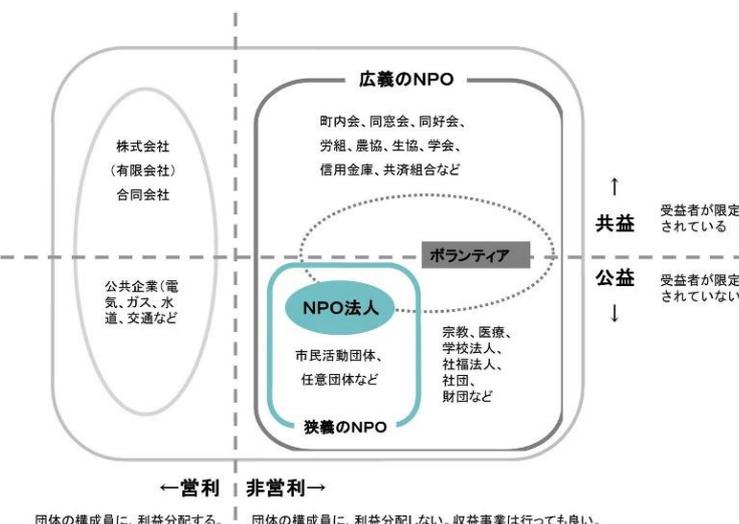
市民活動の特徴は、「社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動」であり、個人で行うボランティア活動よりも「社会的な役割」を意識したものとなっています。団体を組織することにより、より責任のある継続した活動が期待されます。

4 団体になる

NPOという言葉を知ったことはありますか？ Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳されます。この場合の「非営利」とは、「得られた利益を団体の構成員に分配しない」という意味です。団体の運営、活動に必要な利益を得ることを否定しているわけではありません。もちろん契約した職員には、契約内容に従い給料が支払われます。

NPOには、法人格のない任意団体と所轄庁の「認証」を受けたNPO法人を含みます。任意団体であるNPOは行政の許可や届け出、登録などは不要です。共通の目的を持った人たちが集まって自発的に行う組織的な活動に行政は基本的には介入しません。一方、NPO法人は「特定非営利活動促進法(以下、NPO法)」に基づきます。所轄庁にNPO法に従い要件を満たした書類を提出し、認証されたのちに登録することにより法人格が付与されます。法人格を有することにより、財産を所有できたり、法人名での契約(事務所等)ができたりしますが、年に1度必ず事業報告書や活動計算書などを所轄庁に提出する義務もあります。

市民活動を行う母体としての非営利団体の形式としては、前述した法人格のない任意団体NPO法人のほかにも、一般社団法人、社会福祉法人、財団法人などもあります。それぞれに違いがあり、一概にどの形態が良いとは言いきれません。最終的には団体の事業内容と目的に応じて選ぶ必要があります。次回の情報誌の特集「団体のカタチ」で詳しくご案内します。



★ 北海道市民活動促進条例 ★

地域社会のニーズに的確に応えようとする市民活動について、北海道は特定非営利活動促進法の整備を契機に、「北海道市民活動促進条例」を平成13年3月に公布しました。その前文には「市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人ひとりの取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道を目指すため、この条例を制定する」とあります。

この条例は、「市民」が中心となって自主的に自立に行っている、自分たちが暮らす地域や社会全体をより良いものにしてゆきたいという活動を、北海道全体で促進してゆこうという意識がくみ取れます。

★ 団体を探す ★

活動内容から団体を探す場合は、当センターのホームページにリンクしてある「市民活動団体情報提供システム」で検索する方法があります。

ボランティアを募集している団体は、北海道ボランティア総合WEBサイト「ボラナビ」(月刊誌もあり)や北海道新聞「善意のボランティア」(毎週金曜日朝刊、札幌圏)などでも探すことができます。



第一回 市民活動中間支援センター研修

会議が良くなれば、 団体も良くなる！

講師：NPO ファシリテーションきたのわ 宮本奏さん・原田亜津佐さん

7月15日(金)、NPO ファシリテーションきたのわの宮本さん、原田さんを講師にお迎えして、第一回「市民活動中間支援センター研修会」を開催しました。受講者は16名。会議の進め方やファシリテーション・グラフィックについて学びました。

●まず、共通認識を持つこと

本日のプログラムやグラドルールを確認して臨むと、会議の進め方、参加の仕方が変わってきます。グラドルールとは、会議をスムーズに進行するために設定するもので、「秘密は守る」「アドバイスはしない」「批判はしない」などが一般的ですが、会議によって内容は変わります。見えるところに掲示しておき、途中で確認することで、横道にそれることがなくなるかもしれません

●ファシリテーションとは

会議を楽しく円滑に促進していくこと。テーマとゴールの想定をしておきながら、参加者の思考や発言を柔軟に受け止める器が必要とされます

●ファシリテーション・グラフィック（板書による会議の見える化）とは

会議の4つの段階(共有→発散→収束→決定)のうち発散させて収束させるために有効なスキルです。参加者に板書を見てもらおうことが目的なので、「みんなが同じ方向性で話しができるもの」「記録として残せるもの」として利用します

●会議の進行にチャレンジ

「今まで経験したことで、困った会議と理想の会議を出し合う」という模擬会議を観察し、実際にチャレンジ。4～5人のグループに分かれ、役割分担して臨みました。話したいテーマを出し合い、1回につき3～4つのテーマを決め、自分が参加したいテーマのところに集まってグループをつくりました。自分でテーマを選んだので、向き合い方が積極的になれたようです

経験を積まないとうまく進めていくことができないかもしれませんが、手法を知ることにより有意義な会議が持てる可能性が広がりそうです。また、模擬とはいえ、悩みを話しあうことができたので、これからの研修とともに受ける仲間としての意識を持たせた一回目の研修でした。



●●●参加者の感想●●●

- ・ファシリテーションのイメージが変わった
- ・ブラッシュアップできた
- ・リフレッシュできた
- ・実践したい
- ・人の話を引き出すのが大変だった

【市民活動中間支援センター研修会】

中間支援センターやNPO法人のスタッフなど市民活動に携わる方々に、知識や実践的スキルを身につけていただくための連続講座（全5回）です。今後の研修会の日程とテーマは下記のとおりです

日時・会場	テーマ
平成28年8月17日(水) 10:00-17:00 かでの2.7 1050 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■NPOの基礎、NPO法人設立申請書類（10:00-12:00） 講師：東田秀美さん（NPO法人旧小熊邸倶楽部理事長） ■NPOの会計（13:00-16:00） 講師：瀧谷和隆さん（税理士、NPO法人エーピーアイ・ジャパン理事長） ■中間支援センターの活動報告（16:00-17:00）
平成28年9月27日(火) 10:00-17:00 かでの2.7 510 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間支援センターの広報（10:00-16:00） 講師：吉田知津子さん（NPO法人ハズオン埼玉 副代表理事） ■中間支援センターの活動報告（16:00-17:00）
平成28年10月27日(木) 10:00-17:00 かでの2.7 730 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■NPOマネジメント《NPOマネジメントの基礎》（10:00-12:00） ■NPOマネジメント《市民活動支援機関に求められるチカラ》（13:00-16:00） 講師：川北秀人さん（IIHOE【人と組織と地球のための国際研究所】代表） ■中間支援センターの活動報告（16:00-17:00）
平成28年11月17日(木) 10:00-17:00 かでの2.7 1070 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ■ファンドレイジング（10:00-12:00） 講師：奥山大介さん(日本ファンドレイジング協会北海道チャプター代表) 牧 伸介さん(日本ファンドレイジング協会北海道チャプター事務局長) ■企業との協働（13:00-16:00） 講師：加納尚明さん（NPO法人札幌チャレンジド理事長） ■振り返り（16:00-17:00） 北海道立市民活動促進センター



今年度から、市民活動中間支援センター研修会の最後に各センターの活動報告を行うことにしました。7月15日は北海道立市民活動促進センター（通称：しみセン）を見学していただき、活動内容の紹介をいたしました。以下、その一部をご案内します。詳細はお問い合わせください。

しみセンでは、市民活動の相談業務（要予約）や学習機会の提供（NPO 法人設立基礎知識講座など）、人財育成（研修会など）を行っています。2011 年度から調査事業として道内で活躍中の NPO を取材してホームページや情報誌で紹介しています。2015 年までのレポートはホームページから確認していただけます。

しみセンには、道内外の団体が主催するイベントやボランティア募集のチラシ・ポスターの掲示板と配架棚を用意しています。これは情報収集・提供業務の一環なのですが、かでの 2.7 という札幌中心部へのアクセスも良い場所にあるので、たくさんの情報が集まってきています。

ほかにも打ち合わせにご利用いただける交流コーナー（無料）、簡易印刷機の貸し出し（有料）もあります。しみセンは市民活動団体への支援をしていますので、何かお困りのことがありましたらご相談ください。お待ちしております。（成田真由美）

●●●しみセン活動報告●●●

センターからのご案内

市民活動の基礎知識、NPO 法人設立に必要な要件や申請手続き等について学ぶ講座です。コミュニティづくりやボランティア活動、NPO などの市民活動に関心のある方や、NPO 法人設立を考えている方が対象。今年度は下記のとおり開催します

▼
▼
▼
N
P
O
法
人
設
立
基
礎
講
座

コース	日 程	時間・場所
夜間コース	平成 28 年 8 月 30 日（火）	18:00-21:00/かでの 2.7 1040 会議室
土日コース	平成 28 年 11 月 12 日（土）	14:00-17:00/かでの 2.7 1030 会議室
夜間コース	平成 29 年 2 月 3 日（金）	18:00-21:00/かでの 2.7 1040 会議室

- ※ 講師：東田秀美さん（NPO 法人旧小熊邸倶楽部理事長）
- ※ 各日、同一内容で一回（1日）完結の講座です。ご都合のよい日程でお申込み下さい

お問合せ先

【北海道立市民活動促進センター】
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル(かでの 2.7)8 階
TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789 E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp

●●●印刷料金改定のお知らせ●●●

	改定前	改定後
製 版	1 枚 40 円	1 枚 50 円
印 刷	1 枚 0.1 円	1 枚 0.2 円



平成 28 年 6 月より、当センター作業コーナー（地下 1 階）に設置している印刷機の利用料金を、左記のとおり改定させていただきました。

印刷機のご利用につきましては、お電話等により予約をお願いしております（一団体 2 時間まで、TEL：011-261-4440、空き状況は、ホームページからご確認いただけます）。その他の機器（紙折機・丁合機・裁断機）は予約不要で、空いていればご利用いただけます。

また印刷は A3 用紙まで可能ですが、新しいコピー用紙（普通紙）をご持参ください。特殊な紙（ハガキ・封筒・コート紙など）は機器故障の原因となるため利用不可としています。

なお、当センターの印刷機等は、市民活動団体の会報やチラシの作成にご利用いただくもので、政治や宗教、営利を目的とした活動、個人的な印刷はお断りしております（印刷物を 1 部ご提出いただきます）。なにとぞ、ご理解・ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

センターからのご案内



（1）交流推進コーナー

打ち合わせ・勉強会などにお使いいただけるスペースです（6 席テーブル×6、4 席テーブル×1）。6 席テーブルのうち A～E は予約席となっており、2 ヶ月先まで先着順にお電話等により予約を受け付けています（TEL：011-261-4440、空き状況は、ホームページからご確認いただけます）。

（2）相談コーナー

団体運営や実務、NPO 法人設立、その他市民活動に関する相談を、来所・電話・FAX・Eメール等で受け付けています。市民活動に携わる経験豊富な相談員が対応いたします。



（3）情報提供コーナー資料展示コーナー

パソコンやスキャナー、プリンターがあり、市民活動に関する情報収集や資料作成などにご利用できます。また、市民活動団体のリーフレットや情報誌、イベントチラシ、道内市町村広報誌などが閲覧できます。また、NPO の実務やまちづくり・福祉・環境などに関する図書の貸し出しも行っています。



市民活動 Report



湿原の保全、復元に全力投球する

認定 NPO 法人霧多布湿原ナショナルトラスト（釧路管内・浜中町）

霧多布湿原は国内最大級の湿原の原生花園で、花の多さ、美しさから「花の湿原」とも呼ばれ、国内はもとより世界にも類を見ない貴重な存在である。南北に 9 km、東西に 4 km。西側の河岸段丘と東側の海岸線に囲まれたおよそ 3100 ヘクタールは、泥炭の進み具合で高層、中層、低層の3エリアから形成される。とくに中央部 850 ヘクタールの高層部は、「泥炭地形成植物群落」として 1922 年に国の天然記念物に指定。貴重な湿原として評価された。1993 年にはラムサール条約に登録。その後、北海道遺産にも選定されている。

だが、地元の人たちにとっては、立ち入るとずぶずぶ埋まり、宅地にもならない“無用の長物”といった認識で、保全を考える人もほとんどいなかった。

それが一転、「貴重な自然だから守らなければ」という動きになったのは、今から 30 年ほど前。この地に観光に訪れた東京の会社員夫妻の喫茶店でのひと言だった。

この話を聞いた、現ナショナルトラスト理事長の三膳時子さん(52 歳)と、客であった同副理事長・瓜田勝也さんら 20~30 代の若者たちは、半信半疑ながら、仲間 7 人で「湿原に惚れた会」をつくり、一緒に湿原を巡るなかで、湿原の貴重さ、大切さに次第に目覚めていく。「惚れただけではだめだ。守らなくては」と思いを募らせ、1986 年、「湿原ファンクラブ」と名を変え、湿原の守り手となることを決めた。

そのころ、NPO 制度が日本でも採り入れられることになり、クラブは湿原を守るにはこのやり方が効果的と判断。同時に、民有地を一般から募った資金で買い取るトラスト方式を導入することにし、2000 年 1 月に「ファンクラブ」を解散し、「霧多布湿原トラスト(現在の名はナショナルトラスト)」を発足させた。

トラストのキャッチフレーズは“この湿原を子どもたちへ”。目的達成のために「保全する」、「ファンを増やす」、「再生する」の三本柱を掲げ、活動は一段と活発化した。

活動がマスコミなどで知られるにつれファンは増加。札幌、東京、博多、鹿児島でもファンクラブが結成された。現在では、会員数 2200 人、法人会員 116 団体、ほかに活動支援、事業助成、寄付企業などが数十あり、外国人も含めファンはなお増え続けている。スタッフは理事長以下 9 人だが、会員全員が応援団と、三膳理事長は屈託がない。

「ここまでこられたのは人と人の繋がりの力が大きく、心から感謝しています。責任者として土地を購入して保全し、復元できるまでになったことがとても嬉しい。湿原はきれいです。そこに人がかかかって本当の美しさが保てると思う。自然と生活が共存し、美しい自然の中でゆったり過ごせる価値にみんなが気づき、大勢の人に見に来てもらえばいい。そんな思いでこれからも湿原をしっかり守っていきたいと思います」。トラストについて、三膳理事長はきっぱりとそう語った。

市民活動 Report



日本初、ボランティア専門の情報誌

NPO 法人エクスナビ（札幌市）

札幌市内の大学やスーパー、図書館、JR駅などで無料配布されている情報誌「月刊ボラナビ」。ボランティアの求人情報や非営利のイベント情報などが掲載され、誌面にあるQRコードからは、2500件以上の情報が掲載されており、場所や労働時間、仕事内容などで検索できるシステムになっている。

「月刊ボラナビ」の発行母体はNPO法人エクスナビ(旧ボラナビ倶楽部)。代表は森田麻美子さん。ボランティア活動の経験からボランティア専門の情報誌が必要なのではと痛感し、仲間を集めて組織を立ち上げた。情報誌は、ボランティアをナビゲーションしたいとの思いが込められ「ボラナビ」と命名。1998年8月25日に日本初のボランティア情報誌が発刊された。発行部数1万5千部。16ページの冊子であった。

創刊号には情報誌発行の趣旨が書かれている。「『こんなボランティアをしに来てほしい。私たちの活動を知って欲しい』という人々の声と、『ボランティアをしたい。地域

の活動を知りたい』という人々の声の出会いの場です」。

1999年には、ボランティアや市民活動に興味をもっている人のための勉強会「ボラナビの集い」を開催。さらには、日本財団からの助成事業を行い、行政との協働による事業などを始めるため、2001年にはNPO法人に認証された。ボラナビがモデルとなって、各都市の社会福祉協議会や地方自治体でも独自のボランティア情報誌が発行されるようになった。

現在の主な事業は、月刊ボラナビの発行とホームページ「ボラナビ・サーチ」の運営、そして「お独り様会」である。

この会は、独身者の友だち作りを支援するのを目的として男女を問わない。未婚、離婚、死別で独身の人が、会員の文集や会合を通して思いを共有し、同性や異性の友だちをつくる会である。きっかけは、孤独が社会問題になっている背景があったから。2011年に道庁の委託事業としてスタートし、2年後に自主事業とした。

現在、エクスナビの理事は3人、事務局2人、スタッフ10人、会員約200人（お独り様会会員含む）。2013年4月号から、月刊ボラナビの誌面を16ページから4ページにして、ネットでの情報提供に中心を移し、コストを削減している。発行部数を減らし、配布場所を1千カ所に限定した。紙媒体は経費がかかりすぎるため、なんとか効率よく事業ができないか模索しているという。

今後の展望について、「お古つなぐるプロジェクト」をあげる。同じ保育園に通う保護者同士が着られなくなった子供服を譲り合う仕組みだ。子育て世帯を経済的にサポートできて、廃棄されている資源も活用できる。子育て世代の交流促進にもつながるという。

「保護者が月5千円でも節約できれば、年間6万円の現金給付と同じ効果があるはず」。そう、森田さんは目を輝かせ意欲を見せていた。

市民活動 Report



イベントを通じて地域住民が交流

市民活動プラザ六中ソフト事業推進室（帯広市）

1960年に開校、2011年に廃校になった帯広第六中学校は、2012年4月、障がい者や地域住民の笑顔や歓声が絶えない複合型施設「市民活動プラザ六中（以下、六中）」へと生まれ変わった。

「障がい者と地域住民が交流する場所としても全国的に珍しいですが、行政管理でも指定管理者による運営でもなく、入居している方たちや地域住民だけで管理・運営するというのも、新しいスタイルです」と、イベントを企画・運営している市民活動プラザ六中ソフト事業推進室（以下、ソフト事業推進室）の室長補佐である清水玲子さん。

清水さんは施設の準備段階から携わっており、住民がどのような施設を望んでいるかを調べるため一年かけてアンケート調査を行った。「いつ行っても自由に入ることができ、自分たちの居場所になるようなところがほしい」という回答が多く集まり現在の形になった。

六中では入居している事業所に、障が

い者が朝8時半から午後4時ごろまで働いている。また、調理室や木工作业教室などの特別教室は一般開放されている。館内全てを使ったウォーキングコースも一般開放され、足もとの悪くなる冬場には地域住民で賑わうという。

ソフト事業推進室が主体となって行う大きなイベントは年間を通して決まっており、オープンから1年目、5年目、10年目の4月には、コンサートや記念品贈呈などの周年事業を行った。

8月に開催される「六中セタローソクもらい」は、地域の子供たちが館内の事業所やボランティア団体のところへ行き、お菓子をもらうイベント。10月は同施設で最も人が集まる「市民活動プラザ六中祭」。12月に行われる「六中ドネーションシップ」は、寄付を目的としたイベントだ。

また、通年事業として、5つのボランティア団体が定期的に食堂を開き、一食300円という格安ランチを提供する六中キッチンプロジェクトを実施。2014年から実施し

ている六中地域マイスター講座はひと月に1～2回、本気で勉強することを目的に企画。葬祭ディレクターが講師を務めたエンディングノートの作成方法を学ぶ講座が一番人気だった。

様々な人々の支えや誰もが楽しめる企画を次々に打ち出してきたことによって、障がい者はもちろん地域住民にとってもなくてはならない存在となっている六中。

「設立したときからの目標は地域に力をつけてもらうこと。イベントを実際に運営しているのはボランティアサポーターや地域の方々。だから主役はこの皆さんだと思っています。4年目で同好会は自主的に活動を始めて、高齢者の方たちの居場所になっていますし、六中祭のあの賑わいは地域が力をつけてきた証拠。六中はしっかりと花になったなと感じています。皆さんには生き生きと地域で好きなことをしてほしい」。

歩いて通える、居場所がある。そして友だちがいる。清水さんたちが思い描いていた理想の形は着実に実を結んでいる。

市民活動 Report



旅行者に車いすを託して

NPO 法人「飛んでけ！車いす」の会（札幌市）

NPO 法人「飛んでけ！車いす」の会は、日本で使われなくなった車いすを集めて整備し、旅行者の手荷物として、発展途上国の障がい者などへ直接届ける活動を行っている。

設立は、1998年5月。設立のきっかけとなったのは、現在は理事・事務局長を務める吉田三千代さんと当時、北海道大学の医学部4年生だった柳生一自（やぎゅうかずより）さんとの出会いだった。

バングラデシュを訪れ、日本とは違う障がい者を取り巻く状況を知った吉田さんは、日本で使われなくなった車いすを届けたいと願うようになった。次の年、現在、会の代表で海外旅行に一緒に行くなど親しい友人の佐藤正尋さんから、車いすを手荷物として飛行機で運んだ経験があった柳生さんを紹介された。ふたりは意気投合し、出会って三ヶ月で会を作ることになった。

活動の出発点は、老人施設や福祉施設など、車いすを使う施設との連絡から。使われなくなった車いすを引き取りに行き、

会の事務所に運んで整備、梱包する。そして事前に届けたいと申し込みのあった旅行者の自宅や、旅行者の出発空港へ届けられる。旅行先に着いたら車いすを旅行者自らが必要としている人に届けに行く。届ける先は、ベトナムやタイ、フィリピンなど発展途上国78か国。年齢層も3歳から90歳まで幅広い。

設立1年目は39台、2年目は128台と四倍以上になったが、最近では100台に届かない年が多くなった。ボランティアスタッフなどの人手不足もあるが、航空会社の手荷物の重さや大きさ、個数などの制限が厳しくなり、車いすが運べないケースが増えているからだ。会では旅行者の荷物を少なくしてもらったり、数人で1台を運んでもらったりするなど手間のかかるお願いをしてなんとか対応している。

現在、力を入れている活動は、2015年5月に地震があったネパールに車いすを50台届ける「ネパール支援プロジェクト」。2016年3月までに25台を送った。

吉田さん自身もこれまで、25台以上運んでいる。訪れた国の中で思い出深い場所はフィリピンのセブ島。現地で情報交換するなどした障がい者のひとりに1年後に再会すると、障がい者支援団体を立ち上げていることが分かった。その後は、その団体に支援物資を送ったり、車いすの整備指導を行ったりするなど連携プロジェクトを行うようにまでなった。

受け取った利用者からは、「車いすが使えるようになって自由に外出ができ学校へも行けるようになりました」という感謝の手紙が続々と届けられている。

今まで、どこに行くこともできず母親に抱かれて移動するしかなかった子供たちには、動くものに対する憧れがあるという。初めて自分の力で動きまわることができるようになった子供たちの輝いた目を見ると、その地を旅するだけでは得られない貴重な体験になる。手荷物一つでそれが叶えられる会の活動は、そんな数々の笑顔と「ありがとう」の言葉で支えられている。

●認定 NPO 法人イーパーツ●

第 13 回複合機およびラベルライター寄贈プログラム

■寄贈内容

1. 電話も FAX もコピーもスキャンもできる A4 インクジェット複合機
 - (1) 両面 A4 インクジェット複合機 計 5 台
 - (2) A4 インクジェット複合機 計 11 台
2. FAX もコピーもスキャンもできる両面 A3 対応インクジェット複合機 計 5 台
3. コピーもスキャンもできるインクジェット複合機
 - (1) 両面 A4(手差し A3)インクジェット複合機 計 3 台
 - (2) 両面 A4 インクジェット複合機 計 11 台
4. レーザー複合機/プリンター
 - (1) FAX もコピーもスキャンもできる両面 A4 モノクロレーザー複合機 計 3 台
 - (2) シンプルな両面印刷 A4 カラーレーザープリンター 計 7 台
 - (3) シンプルな両面印刷 A4 モノクロレーザープリンター 計 4 台
5. ラベルライター 計 19 台

■応募期限：2016 年 8 月 15 日(当日消印有効)

■お問合せ：認定 NPO 法人イーパーツ

TEL:03-5481-7369 FAX:03-6805-2728

<http://www.eparts-jp.org/>



●住友生命保険相互会社●

第 10 回未来を強くする子育てプロジェクト

■対象

より良い子育てで環境づくりに資する活動を行い、成果を上げている個人・団体(規模不問。要件を満たすもの)を対象とします
 ※東日本大震災などの大きな災害における被災者の支援、復興のために子育て支援活動を行う個人・団体も募集します

■要件

1. 子育て支援に資する諸活動を継続的にしていること
2. 活動内容が社会に認められ、ロールモデルとなりうるものであること
3. 活動の公表を了承していただける個人・団体であること
4. 日本国内で活動している個人・団体であること
5. 震災復興応援特別賞の対象については、東日本大震災などの大きな災害における被災者の支援、復興のために子育て支援活動を行う個人・団体であること

■表彰

- 文部科学大臣賞…表彰状(スミセイ未来大賞の 1 組に授与)
- 厚生労働大臣賞…表彰状(スミセイ未来大賞の 1 組に授与)
- スミセイ未来大賞…表彰状、副賞 100 万円 2 組程度
- スミセイ未来賞…表彰状、副賞 50 万円 10 組程度
- スミセイ震災復興応援特別賞…表彰状、副賞 50 万円 3 組程度

■応募期限：2016 年 9 月 5 日(必着)

■お問合せ：住友生命保険相互会社

「未来を強くする子育てプロジェクト」事務局

TEL:03-3265-2283

http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/community/mirai_child/

北海道立市民活動促進センター

開館	月～金曜日：9:00～21:00
	土・日・祝日：9:00～18:00
交通手段	J R：札幌駅南口徒歩約 13 分
	地下鉄：さっぽろ駅(10 番出口)徒歩約 9 分
	地下鉄：西 11 丁目駅(4 番出口)徒歩約 11 分
	公共地下歩道：(1 番出口)徒歩約 4 分



〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目道民活動センタービル(かでのる 2・7) 8 階

TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789

E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp <http://www.do-shiminkatsudo.jp/>

